

## 紹介者割引約款

### 1. 適用対象者

**紹介者**：現在、桜塾に通われている小学生～高校生（浪人生含む）の生徒およびその保護者の方が対象となります。

**被紹介者**：上記、紹介者から紹介された小学生・中学生・高校生・高卒浪人生の生徒およびその保護者の方が対象となります。

(1) 高3生、浪人生の紹介者、被紹介者の方の場合、9月以降のご紹介は対象外となります。

(2) 小6生・中3生の紹介者、被紹介者の方の場合、9月以降のご紹介については、中学・高校入学後も継続して通塾する場合、対象となります。

### 2. 適用期間

**紹介者**：被紹介者の方が入塾した 翌月と、その5ヶ月後（6ヶ月目）の授業料が2回対象 となります。

**非紹介者**：入塾いただいた 翌月と翌々月の授業料が2回対象 となります。

### 3. 割引上限回数

**紹介者**：入塾後1回のみ、本割引を適用できます。2回目以降の紹介においては、被紹介者の方が入塾した翌月の授業料から20%割引となります。20%割引について上限回数はありません。

**被紹介者**：入塾後1回のみ、本割引を適用できます。退塾、休塾ののち、再度入塾または復塾された際には適用できません。

### 4. 割引上限額（1ヶ月につき）

20,000円（税込み）

### 5. 用語および、その他注意事項

(1) 授業料とは授業に関する料金であり、入塾金、教材費、桜手帳、塾保険費などの諸費用とは別となります。

(2) 本割引は、他割引と併用はできません。

(3) 本割引は、同一世帯での紹介には適用できません。（例：兄が通っており、妹を紹介するなど）

(4) その他、上記3点以外にも状況により、臨機応変に対応をさせていただく場合があります。

この約款は平成30年度1月15日より適用されます。